

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2. 所要の対応

(1)実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

(2)市行動計画等の見直しや体制整備・強化

ア. 市は、市行動計画の作成や見直しを行う際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。また、対策の準備状況の確認や検討のため、関係団体等と協議する。(健康福祉部、市長公室)

イ. 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画の確認・見直しを行う。(全部局)

ウ. 市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。(健康福祉部、市長公室)

エ. 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、役割分担に関する調整を行う。(健康福祉部、市長公室)

オ. 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。(健康福祉部、市長公室)

(3)関係機関の連携の強化

ア. 市は、国及び県等及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(健康福祉部、市長公室)

イ. 市及び県、国等及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(健康福祉部、市長公室)

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、県が石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部等を設置した場合においては、必要に応じて健康福祉部長を本部長とする「小松市警戒本部」を設置し、関係部局における認識の共有を図るとともに、連携を確保し、各部局の重要業務を継続する体制を整える。

(健康福祉部、市長公室、総合政策部、行政管理部、こども家庭部、経済環境部、上下水道局、教育委員会)

(2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア. 政府対策本部が設置され、県に、県対策本部が設置されたときには、市は、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(市長公室、健康福祉部、その他全部局)

イ. 市は、必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(全部局)

(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策を実施するため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行を検討し、所要の準備を行う。(総合政策部)

第3節 対応期

1. 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2. 所要の対応

(1) 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア. 対策の実施体制

- (ア) 市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に提供・共有する。(健康福祉部、市長公室)
- (イ) 市は、国の基本的対処方針や県の対応に基づき、市が実施すべき必要な新型インフルエンザ等対策を協議、実施する。(健康福祉部、関係部局)
- (ウ) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全部局)

イ. 職員の応援要請

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(総合政策部)
- (イ) 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める。(総合政策部)

ウ. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(総合政策部、関係部局)

(2)まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

ア. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(市長公室、健康福祉部)

(3)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア. 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。(市長公室)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段についてあらかじめ定め、市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有を行う。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。下水モニタリングで得た知見と体制を活用していく。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は県等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、教育現場等においても、子どもにも分かりやすい情報提供・共有を行う。(健康福祉部、子ども家庭部、関係部局)

イ. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

ウ. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

(ア)市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

様々な年代の市民等に正確な情報が届くよう、各年代に応じた情報発信を工夫する。(健康福祉部、関係部局)

- (イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関等に対し、既存のネットワーク等を通じて情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。(健康福祉部、関係部局)
- (ウ) 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を具体的な対応の目安として、必要な情報提供・共有を行う方法を検討する。(健康福祉部、関係部局)

イ. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (ア) 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等について、市民等の反応や必要としている情報を把握し、的確な情報提供・共有を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、国からの要請を受けて、コールセンター等が設置されるよう準備する。(健康福祉部、行政管理部)
- (ウ) 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。(健康福祉部、総合政策部)

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2. 所要の対応

市は県と連携し、国から提供された科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に情報提供・共有する。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア. 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、市民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。様々な年代の市民等に正確な情報が届くよう、各年代に応じた情報発信を工夫する。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

イ. 市は、関係団体等を通じた情報提供・共有を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

ウ. 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

(2)双方向のコミュニケーションの実施

ア. 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(市長公室、行政管理部、健康福祉部、関係部局)

イ. 市は、国及び県が作成した Q&A 等を活用し、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(市長公室、行政管理部、健康福祉部)

(3)偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

第3節 対応期

1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえ、科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2. 所要の対応

市は国及び県から提供された、科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしなが、市内の関係機関、市民等に対し、情報提供・共有を行う。

(1) 基本の方針

ア. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(ア). 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等をホームページ等により、市民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。様々な年代の市民等に正確な情報が届くよう、各年代に応じた情報発信を工夫する。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

- (イ). 市は、関係団体等を通じた情報提供・共有を行う。(健康福祉部、関係部局)
- (ウ). 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国及び県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を、具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

イ. 双方向のコミュニケーションの実施

- (ア). 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(健康福祉部、市長公室、行政管理部、関係部局)
- (イ). 市は、国及び県が改定する Q&A 等を活用し、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(健康福祉部、行政管理部、関係部局)

ウ. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。(健康福祉部、行政管理部、関係部局)

(2) リスク評価に基づく方針の決定・見直し

ア. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底する。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて市民に周知する。さらに、県が県民に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、市は、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期

(ア) 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

(イ) 子どもや、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

ウ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく際、留意す

べき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり、参考とすべき必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

ア. 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。(市長公室、総合政策部、健康福祉部、関係部局)

イ. 市は、学校及び社会福祉施設等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染や発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(市長公室、総合政策部、健康福祉部、関係部局)

ウ. 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(市長公室、総合政策部、健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備を行う。

2. 所要の対応

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国及び県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(市長公室、健康福祉部)

第3節 対応期

1. 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

2. 所要の対応

(1)まん延防止対策の内容

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて徹底することを要請する。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

ア. 市民に対する要請等

県が集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行った場合、生活の維持に必要な場合を除き、市は、市民に対し外出自粛要請や、移動自粛要請についての周知を行う。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

イ. 事業者に対する要請

(ア) 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、または徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の従業員への配慮等を協力要請する。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

(イ)市は、国および県からの要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

ウ. 学校等に対する要請等

市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市は、地域の感染状況等に鑑み、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、または休校)等を学校・保育施設等の設置者に要請する。(市長公室、健康福祉部、こども家庭部、教育委員会)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

2. 所要の対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材等について

市は、平時から予防接種に必要な資材等の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康福祉部)

表2 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】 [↵]	【医師・看護師用物品】 [↵]
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 [↵] <input type="checkbox"/> トレイ [↵] <input type="checkbox"/> 体温計 [↵] <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 [↵] <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 [↵] <input type="checkbox"/> 救急用品 [↵]	<input type="checkbox"/> マスク [↵] <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) [↵] <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 [↵] <input type="checkbox"/> 膿盆 [↵] <input type="checkbox"/> 聴診器 [↵] <input type="checkbox"/> ペンライト [↵]
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 [↵] 代表的な物品を以下に示す。 [↵] ・血圧計等 [↵] ・静脈路確保用品 [↵] ・輸液セット [↵] ・生理食塩水 [↵] ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 [↵] ・酸素ボンベ等 [↵]	【文房具類】 [↵]
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) [↵] <input type="checkbox"/> 日付印 [↵] <input type="checkbox"/> スタンプ台 [↵] <input type="checkbox"/> はさみ [↵]
	【会場設営物品】 [↵]
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 [↵] <input type="checkbox"/> スクリーン [↵] <input type="checkbox"/> 延長コード [↵] <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 [↵] <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 [↵] <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 [↵]

(2)ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法及び役割分担について協議の上、県におけるワクチンの流通体制の構築に協力する。(健康福祉部)

(3)接種体制の構築

ア. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、小松市医師会(以下市医師会という)等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うよう努める。(健康福祉部)

イ. 特定接種

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。(健康福祉部)

ウ. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとしており、市は、平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア)市は、国や県の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(健康福祉部)

(イ)市は、国や県の協力を得ながら、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(健康福祉部)

(ウ)市は、市民が速やかに接種を受けられるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者(接種会場に学校を使用する場合)等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康福祉部、教育委員会、関係部局)

表3 接種対象者の試算方法の考え方

↻	住民接種対象者試算方法↻	↻	備考↻
総人口↻	人口統計（総人口）↻	A↻	↻
基礎疾患のある者↻	対象地域の人口の7%↻	B↻	↻
妊婦↻	母子健康手帳届出数↻	C↻	↻
幼児↻	人口統計（1-6歳未満）↻	D↻	↻
乳児↻	人口統計（1歳未満）↻	E1↻	↻
乳児保護者*↻	人口統計（1歳未満）×2↻	E2↻	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当↻
小学生・ 中学生・ 高校生相当↻	人口統計（6歳-18歳未満）↻	F↻	↻
高齢者↻	人口統計（65歳以上）↻	G↻	↻
成人↻	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数↻	H↻	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$ ↻

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(4)情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する情報を踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図るよう努める。(健康福祉部)

(5)DXの推進

(ア)市は、市が活用する予防接種のシステム(健康管理システム)と国が整備するシステム基盤が連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。(健康福祉部、総合政策部)

(イ)市は接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合にシステムを活用して接種対象者のスマー

トフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に関しては紙の接種券等を送付する必要がある。(健康福祉部、総合政策部)

(ウ)市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録を行った接種対象者が予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組む。(健康福祉部、総合政策部)

第2節 初動期

1. 目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県の方針に基づき、速やかな予防接種へとつなげる。

2. 所要の対応

(1) 接種体制

ア. 接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理する。市は、国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を行う。

イ. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康福祉部)

ウ. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行う際、必要に応じ、医療関係者や医療関係団体に対して協力を要請する。(健康福祉部)

第3節 対応期

1. 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2. 所要の対応

(1) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康福祉部)

ア. 特定接種

(ア) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国や県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(総合政策部、健康福祉部)

イ. 住民接種

(イ) 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方にに基づき、接種対象者の優先順位を決定する。(健康福祉部)

(イ) 住民接種の準備

市は、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施する準備を行う。(健康福祉部)

(ウ) 住民接種体制の構築

市は、国の要請を受け、接種を希望する市民が速やかに接種を受けることができるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康福祉部)

(エ) 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国の要請を受け、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

(オ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等で接種会場での接種が困難な者が

接種を受けられるよう、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
(健康福祉部)

(カ)接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止するとともに、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康福祉部)

(2)副反応疑い報告等やワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理された情報や、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見等の情報に基づき、市民等への適切な情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

(3)健康被害に対する速やかな救済

市は、予防接種法に基づく予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、予防接種健康被害救済制度に基づき、住民接種の場合、給付の実施主体として給付を行う。なお、特定接種の場合は、特定接種の実施主体が給付の実施主体として給付を行う。(健康福祉部)

市は予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(健康福祉部)

(4)情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。(健康福祉部)

第5章 保健

第1節 準備期

1. 目的

市は、県から提供される感染症に係る情報を市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

2. 所要の対応

(1) 連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県を中心に、平時から保健所や近隣市町、感染症指定医療機関、消防機関等の関係機関・団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。(健康福祉部)

(2) 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法やコールセンター等の設置をはじめとする市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方などについて、あらかじめ検討を行い、有事において速やかに感染症情報を市民へ提供・共有できる体制を構築する。(総合政策部、健康福祉部、関係部局)

(3) 県の人材確保への協力

市は、流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表)から1か月間において想定される保健所における業務量に対応するため、県からの要請があった場合に、応援派遣に協力できるよう準備する。(健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

1. 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2. 所要の対応

(1)市民への情報提供・共有の開始

市は、県等と連携し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、国が作成する Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(総合政策部、健康福祉部)

(2)県の人材確保への協力

市は、流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表)から1か月間において想定される保健所における業務量に対応するため、県からの要請があった場合は、応援派遣に協力する。(健康福祉部、関係部局)

第3節 対応期

1.目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき、市に求められる役割を果たす。

2.所要の対応

(1)県等が行う感染症対応業務との連携

ア.健康観察および生活支援

- ① 市は、県が行う健康観察に協力する。(健康福祉部)
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供または物品の支給に協力する。(総合政策部、健康福祉部)

イ.情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の促進を図るために必要な情報を県と共有する。(健康福祉部)
- ② 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの対策について、市民に対し情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

1. 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

2. 所要の対応

(1) 感染症対策物資の備蓄

ア.市は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)で定める物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(市長公室、健康福祉部)

イ.市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、個人防護具等の感染症対策物資等を備蓄する。(市長公室、健康福祉部)

ウ.市は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(消防本部)

第2節 初動期～対応期

1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

2. 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(健康福祉部)

(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国、県、近隣の地方公共団体等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。(健康福祉部)

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

2. 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や県の連絡の窓口となる部署及び担当者を確認し、情報共有体制を整備する。(健康福祉部)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に情報が届くようにする。(健康福祉部、市長公室、総合政策部)

(3) 物資及び資材の備蓄

ア. 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康福祉部、市長公室)

イ. 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。(健康福祉部、市長公室)

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬

送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(健康福祉部)

(5)火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県および近隣市町と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(健康福祉部)

第2節 初動期

1. 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に、感染対策等の必要となる対策の準備を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2. 所要の対応

(1)生活関連物資等の購入に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(関係課)

(2)遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(健康福祉部)

第3節 対応期

1. 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

2. 所要の対応

(1)市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(健康福祉部、市長公室)

イ. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(健康福祉部、こども家庭部、教育委員会)

ウ. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(健康福祉部)

エ. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育委員会)

オ. 生活関連物資等の価格の安定等

(ア).市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係課)

- (イ).市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)
- (ウ).市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、県と連携し適切な措置を講ずる。(関係課)
- (I).市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県と連携し、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(関係課)

カ. 埋葬・火葬の体制整備

- (ア).市は、県を通じての国からの要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させる。
(健康福祉部)
- (イ).市は、県を通じての国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康福祉部)

(2)社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア. 事業者に対する支援

市は、特措法63条の2第1項に基づき、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、関係機関と連携し、審査体制の構築や、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(関係課)

イ. 市民生活及び経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

(ア).上下水道の供給

上下水道施設を適正に稼働させ、機能を維持するために必要な措置。

(上下水道局)

(イ).ごみ収集・処理

一般廃棄物の収集・処理が適切にできるために必要な措置。(経済環境部)

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言 [㊦]	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、国において、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。 [㊦]
緊急事態措置 [㊦]	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。 [㊦]
健康観察 [㊦]	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。 [㊦]
検査等措置協定 [㊦]	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。 [㊦]
個人防護具 [㊦]	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 [㊦]
住民接種 [㊦]	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。 [㊦]
新型インフルエンザ等 [㊦]	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 [㊦] 行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。 [㊦]

新型インフルエンザ等緊急事態 [㊦]	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。 [㊦]
新興感染症 [㊦]	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。 [㊦]
相談センター [㊦]	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。 [㊦]
双方向のコミュニケーション [㊦]	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。 [㊦]
登録事業者 [㊦]	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。 [㊦]
特定新型インフルエンザ等対策 [㊦]	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に [㊦] 規定するもの。 [㊦]
特定接種 [㊦]	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 [㊦]
濃厚接触者 [㊦]	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。 [㊦]
病原性 [㊦]	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。 [㊦]
フレイル [㊦]	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。 [㊦]

まん延防止等重点措置 ^④	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 ^④
無症状病原体保有者 ^④	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。 ^④
有事 ^④	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。 ^④
予防計画 ^④	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 ^④
リスクコミュニケーション ^④	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。 ^④
EBPM ^④	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Makingの略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。 ^④
PDCA ^④	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。 ^④

小松市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年7月改定

小松市健康福祉部いきいき健康課

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL 0761-24-8056

FAX 0761-23-6401

e-mail kenkouka@city.komatsu.lg.jp